

大川広域行政組合公用車の管理及び安全運行に関する規程

〔平成16年 3月29日〕  
訓 令 第 9 号

改正 平成19年 8月22日訓令第13号 平成22年 3月25日訓令第 3号  
平成24年 4月16日訓令第 3号

(目的)

第1条 この規程は、大川広域行政組合所有の公用車（以下「公用車」という。）の管理及び安全運行に関し、必要な事項を定めることにより、公用車の安全運転管理体制の確立を図ることを目的とする。ただし、大川広域消防本部・署所管の公用車においては、別に消防長が定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車で大川広域行政組合（以下「組合」という。）が管理するものをいう。
- (2) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定により選任された安全運転管理者をいう。
- (3) 運転者 安全運転管理者又は管理責任者（以下「安全運転管理者等」という。）に公用車の運転を承認された職員をいう。

(公用車の使用)

第3条 公用車は、組合の公務に従事するため、又は来客の用に供するため必要があると認められるときに限り使用できるものとする。

- 2 公用車の使用は、原則として執務時間内とする。ただし、災害その他緊急用務又は特に事情がある場合は、この限りでない。
- 3 公用車は、安全運転管理者等の許可がなければ使用することができない。

(安全運転管理者の職務)

第4条 安全運転管理者は、次条第2項各号に掲げる職務のほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 公用車による交通事故防止対策に関すること。
- (2) 運転者の指導教育に関すること。
- (3) 公用車の整備保管に関すること。
- (4) 運転者の日常点検に関すること。
- (5) その他安全運転上必要と認める事項の処理に関すること。

(管理責任者)

第5条 公用車の円滑な管理を図るため、安全運転管理者を置かない所属に、管理責任者を置き、所属長があらかじめ指名するものをもって充てる。

- 2 管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 公用車の点検計画の作成（調整）及び点検実施に関すること。
- (2) 運転者の健康状態の確認及び運転適否の適正な判断に関すること。
- (3) 日常点検の状況、公用車使用台帳（別記様式）の確認及び運転状況の把握に関すること。
- (4) 公用車の運行管理に関すること。
- (5) 道路状況、交通事情の把握及び運転者への適切な指示に関すること。
- (6) 交通事故の調査及び処理に関すること。

（私用車の公務使用）

第6条 私用車の公務使用は、大川広域行政組合職員の私有車の公務使用に関する取扱規程（平成16年大川広域行政組合訓令第17号）による。

（公用車の運転）

第7条 公用車は、当該運転免許証を有し、かつ、その免許証を所持する者でなければ運転することができない。

- 2 前項の場合において、道路交通法第6章第6節に規定される免許の取消し、停止等に該当した場合又は自動車の運転免許証の効力に異動が生じた場合は、速やかに安全運転管理者等に届け出なければならない。

（使用の範囲）

第8条 公用車の使用は、原則として県内とし、緊急用務又は安全運転管理者等において特別の事情があると認めるときは、県外に公用車を通行させることができるものとする。

（運行計画）

第9条 安全運転管理者等は、運転者を長距離（走行距離が継続して300キロメートル以上のものをいう。）又は深夜（午後10時から午前5時までの間をいう。）4時間以上運転に従事させる場合は、交替運転者を乗務させるものとする。

- 2 公用車の運行に当たっては、運行先の道路状況、交通事情等を考慮して所要時間に充分余裕のある行程を定めるものとする。
- 3 公用車には別に定める公用車使用台帳を備え付け、運転者は、運行の都度所定事項を記録し、安全運転管理者等の決裁を受けるものとする。

（運転者の遵守事項）

第10条 運転者は、法令を遵守し、常に人命尊重の精神をもって安全運転に努めるものとする。

- 2 運転者は、日常安全運転に努め公用車の保身に努めなければならない。
- 3 運転者は、日常点検を必ず実施するとともに、整備、燃料の使用状況に留意し、特に火災及び事故発生防止に努め、異常があれば直ちに安全運転管理者等に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 運転者は、車両の運行途中一時駐車して公用車を離れる場合は、公用車が自然暴走しないよう完全な処置をし、エンジン鍵を所持し、盗難及び事故防止の万全な措置をしなければならない。
- 5 同乗者は、運転者が法令に違反するような行為を起こすよう強制してはならない。

（盗難損傷の措置）

第11条 運転者は公用車の盗難又は損傷したときは、直ちに最寄りの警察へ届け出る等事故の責任の所在を明らかにする臨機の措置をとり、その旨を速やかに安全運転管理者等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 安全運転管理者等は、前項の報告を受けたときは、その指示の概要とともに管理者に報告しなければならない。

(運転中の故障の措置)

第12条 公用車を運転中故障のため運行困難又は運行不能になったときは、運転者は、前条に準じ安全運転管理者等に報告しその指示を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 運転者は、交通事故又は交通違反を起こしたときは、法令に基づく適切な処置をとり、直ちに安全運転管理者等に報告し、その指示を受けなければならない。

(修理手続)

第14条 運転者は、公用車の修理を必要とするときは、緊急の場合を除き安全運転管理者等にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(反則金罰金等の負担)

第15条 公用車を運転中に法令違反等に問われ処分を受けた場合の反則金、罰金等は、原則として運転者が負担するものとする。

(公用車の格納)

第16条 運転者は、公用車の使用後は、所定の車庫等に格納し、エンジン鍵を外し、これを安全運転管理者等があらかじめ指定する場所に返納しなければならない。

(給油手続)

第17条 公用車の給油を必要とするときは、運転者は、安全運転管理者等に申し出て、指定された給油所において給油しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、給油後においてその旨を速やかに報告しなければならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公用車の管理及び運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(公用車管理規程の廃止)

2 公用車管理規程(昭和48年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、廃止前の公用車管理規程の相当規定によりされた公用車の管理、措置その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年8月22日訓令第13号)

この規程は、決裁の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第3条中「第74条の2」を「74条の3」とする改正規定は、平成18年6月1日から適用する。

附 則(平成22年3月25日訓令第3号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月16日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月16日から施行する。

別記様式（第5条関係）

\_\_\_\_\_年度

公 用 車 使 用 台 帳

月 日	行 先	使用目的	出発時刻	帰庁時刻	基本km	走行km	実働km	運転者	摘要	安全運転管理者 (管理責任者)	
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							
月 日			:	:							